【住宅改修事業者に係る説明書】

私は、住宅改修を行うにあたり、複数の住宅改修の事業者から

見積書取り付けが可能であることについて説明を受けました。

～根拠法令～

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」（平成12年3月8日

老発42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について より一部抜粋

居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。

　　年　　月　　日　　　　説明者（　　　　　　　　　　）

　※利用者記入欄

自署：

代筆の場合（代筆者氏名： ）

・本用紙は1社のみ見積書を取り付けた場合に理由書等に添付し市へ提出ください。

・2社以上見積書を取り付けた場合は、理由書等に全ての見積もりを添付して提出

ください。（２社以上の見積書を取り付ける場合は、同時見積りを行ってください。）

・１社のみ見積書を取り付けた場合、金額や内容が利用者にとって明らかに不便や不利益を被る可能性のあるようなものについては、内容を協議する場合があります。